

令和 9 年度
常磐自動車道
浪江～新地間猛禽類調査

特記仕様書

令和 8 年 10 月

東日本高速道路株式会社
東北支社 いわき工事事務所

第1章 総則

1－1．調査等概要	1
1－2．適用する共通仕様書	1
1－3．テクリスへの登録	1
1－4．履行期間	2
1－5．資料の貸与	2
1－6．部分使用	3
1－7．計画工程表	3
1－8．調査等打合せ簿の作成及び提出について	3
1－9．成果品	3
1－10．熱中症対策に係る費用	4
1－11．クマ対策に係る対策費用	4

第2章 業務細部に関する事項

2－1．業務内容	6
2－2．企画踏査	6
2－3．定点調査	6
2－4．営巣地確認調査	6
2－5．調査結果解析	6
2－6．打合せ	7
2－7．報告書作成	7
2－8．交通費・宿泊費（打合せ）	7
2－9．交通費・宿泊費（現地調査）	8
2－10．成果品	8

第3章 補足事項

3－1．調査等打合せ簿への概略業務量の提示	8
3－2．調査項目について	8

【添付書類】

様式－1	履行期間通知書
様式－2	計画工程表

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 令和9年度 常磐自動車道 浪江～新地間猛禽類調査

1-1-2 路線名 常磐自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 福島県 双葉郡 浪江町 (STA 138+00)
至) 福島県 相馬郡 新地町 (STA 550+40)

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数 量	備 考
企画踏査	1 式	
定点調査	5 箇所	
営巣地確認調査	5 箇所	
調査結果解析	3 ペア	
打合せ	1 式	
報告書作成	1 式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-2-1 適用する出版物

下記に示す最新の出版物を適用する。

仕様書	取得方法	対象項目
環境影響評価業務積算資料 -Ver. 5.1-	出版物 (一般社団法人 日本環境アセスメント協会)	企画踏査 定点調査 営巣地確認調査 調査結果解析 打合せ 報告書作成

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-1-2-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書1-13「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書（様式-1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から420日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書1-15-1「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
報告書	常磐自動車道 浪江～山元間猛禽類調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子データ
報告書	平成27年度 常磐自動車道 相双地区自然環境保全対策検討業務	契約締結の日の翌日より7日以内	電子データ
報告書	常磐自動車道 浪江～南相馬間猛禽類調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子データ
報告書	令和6年度 常磐自動車道 浪江～新地間猛禽類調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子データ
報告書	令和7年度 常磐自動車道 浪江～新地間猛禽類調査	契約締結の日の翌日より7日以内	電子データ
報告書	令和8年度 常磐自動車道 浪江～新地間猛禽類調査	令和9年5月予定	電子データ

1-6 部分使用

共通仕様書 1-36 「部分使用」の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
定点調査結果、 営巣地確認調査結果、 調査結果解析	令和 9 年 9 月	別途実施する協定業務で使用するため

1-7 計画工程表

1-7-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-14-1 「作業計画書の提出」(2) に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式-2）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期及び共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
猛禽類調査	企画踏査	
	定点調査	
	営巣地確認調査	
	調査結果解析	
	打合せ	
	報告書作成	

1-7-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-14-3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-8 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-9 成果品

共通仕様書 1-45-1 「成果品」によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね 30 日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。

- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

1-10 熱中症対策に係る費用

1-10-1 定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

1-10-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-10-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、5月1日～9月30日とする。

1-10-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

1-11 クマ対策に係る費用

1-11-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-11-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電

機の燃料等）は対象外とする。

1－1 1－3 対象品目

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

（必要に応じて記載）なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目により履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務内容

本業務は、常磐自動車道 浪江IC～新地IC間の4車線化工事近傍において、希少猛禽類の生息状況を調査するものである。

2-2 企画踏査

企画踏査とは、業務着手後速やかに現地踏査を行い、現地状況を把握したうえで調査位置及び方法、データ整理方法等を検討した作業計画書を作成するものをいう。なお、現地踏査、調査計画の策定、文献調査及び資料整理に要する費用を含むものとする。

企画踏査の検測数量は、1式（式）とする。

2-3 定点調査

定点調査とは、見通しの良い定点を設定し、双眼鏡、望遠鏡等を利用して、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、クマタカ、チゴハヤブサ、ハヤブサの個体の追跡を行い、種別、成鳥・若鳥・幼鳥の別、個体特徴、行動状況、飛行高度、確認時刻、天候等を記録し、地形図に飛行ルート及び行動等を記入するものをいう。対象種・ペア以外の猛禽類が確認された場合も同様に記録するものとする。

なお、資料整理に要する費用を含むものとする。

定点調査の検測数量は、調査箇所数（箇所）とする。

調査予定時期、調査頻度、調査日数は下表に示すとおりとする。

調査予定時期	調査箇所数	調査頻度	調査日数	備考
令和9年3月～5月	5箇所	2回/箇所	3日/回	調査箇所は参考図に記載

調査時期について変更がある場合、監督員に報告するものとする。

2-4 営巣地確認調査

営巣地確認調査とは、定点調査結果に基づき当該地区内の林内を踏査し、食痕等の営巣痕跡及び営巣状況の調査を行い、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、クマタカ、チゴハヤブサ、ハヤブサの営巣木を特定し、営巣の有無を確認する調査を行うものをいう。対象種・ペア以外の猛禽類が確認された場合も同様に記録するものとする。

なお、資料整理に要する費用を含むものとする。

営巣地確認調査の検測数量は、調査箇所数（箇所）とする。

調査予定時期、調査頻度、調査日数は下表に示すとおりとする。

調査予定時期	調査箇所数	調査頻度	調査日数	備考
令和9年6月～7月	5箇所	3回/箇所	1日/回	調査箇所は参考図に記載

調査時期について変更がある場合、監督員に報告するものとする。

2-5 調査結果解析

調査結果解析とは、現地調査結果を基に解析し、当該地区における生息状況等の把握を行い、調査結果を整理するものをいう。

なお、解析対象は、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、クマタカ、チゴハヤブサ、ハヤブ

サとする。

調査結果解析の検測数量は、希少猛禽類の繁殖が確認されたペア数（ペア）とする。

調査結果解析の内訳は、下記に示すとおりとする。

（１） 行動圏内部構造解析

影響予測に資するため、現地調査結果及び貸与資料をもとに、行動圏内部構造の解析を行うものとする。内部構造では、①行動圏、②高利用域、③営巣中心域を把握するものとする。

（２） 影響予測・保全措置の検討

行動圏内部構造解析結果等を踏まえ、４車線化工事が猛禽類の繁殖や生息環境に及ぼす影響を定量的に予測するものとする。影響があると予測された場合は、速やかに監督員に報告し、監督員が適切な保全措置の検討を指示した場合は、その指示に従うものとする。なお、これに要する費用については別途監督員と協議するものとする。

２－６ 打合せ

打合せ回数は、下表のとおり５回とする。当初の打合せは現地踏査に行い、打合せの検測数量は１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いには監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社いわき工事事務所で対面にて行うものとする。ただし、現地検討会については、東日本高速道路株式会社いわき工事事務所相馬分室で対面にて行うものとする。

打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及びWeb 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

種 別	回数	備 考
当初	１ 回	作業計画打合せ
中間	３ 回	中間打合せ、業務内容確認検査、現地検討会
最終	１ 回	完了検査

２－７ 報告書作成

報告書作成とは、現地調査結果及び調査結果解析結果をとりまとめ、考察、課題等を含め報告書を作成するものをいう。

報告書の検測数量は、１式（式）とする。

２－８ 交通費・宿泊費（打合せ）

交費・宿泊費（打合せ）とは、本業務に関する打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。

交費・宿泊費（打合せ）の検測数量は、１式（式）とする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-9 交通費・宿泊費（現地調査）

交通費・宿泊費（現地調査）とは、現地調査の実施に必要な交通費・宿泊費のことをいう。

交費・宿泊費（現地調査）の検測数量は、1式（式）とする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-10 成果品

本業務の成果品提出部数は共通仕様書「1-46-5 標準提出部数」によらず、下表のとおりとする。報告書及び図面の電子データについては、監督員に提出するものの他に、1部を監督員の指示に従ってNEXCO 総研技術情報課へ提出し、NEXCO 総研の発行する成果品（電子データ）受領票の交付を受けなければならない。なお、NEXCO 総研技術情報課への提出は郵送またはファイル転送サービスで行うものとし、成果品受領票については、NEXCO 総研より電子メールにより受注者へ送付されるものとする。報告書の表紙は黄土色（ダイニック アートベラム VC34 1/2）とし黒文字製本とする。

項目	監督員	NEXCO 総研	備考
報告書（紙）	1部	—	
報告書（電子データ）	2部	1部※1	

※1 郵送の場合の部数

※2 ファイル転送サービスの場合は、監督員の指示に従い、NEXCO 総研技術情報課（e.syskan.xa@ri-nexco.co.jp）へ提出

第3章 補足事項

3-1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

（1）業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量（技師 B 換算の人工数と期間）を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

（2）提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-2 調査項目について

本業務においては、現地調査におけるミサゴ、ハチクマ、オオタカ、サシバ、クマタカ、チゴハヤブサ、ハヤブサ等の生息確認状況によって、調査項目の追加・変更及び数量の増減を行う場合がある。これに要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社
支社長 _____ 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

(調査等名) _____

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

(3－2. 受注者が設定した業務の終期)

以 上

